様式第11号(第10条関係)

土地交換契約書

　同意人　松前町　と、申出人　　　　　　との間に、土地の交換について次の条項に基づき契約を締結する。

　(交換物件)

第1条　交換する物件は次のとおりとする。

　(1)　同意人が交換に供する物件

　　　所在　愛媛県伊子郡松前町大字　　　　字　　　　　　　　番

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種目 | 数量(m2) | 備考 |
|  |  |  | 別紙図面A |

　(2)　申出人が交換に供する物件

　　　所在　愛媛県伊予郡松前町大字　　　　字　　　　　　　　番

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種目 | 数量(m2) | 備考 |
|  |  |  | 別紙図面B |

　(所有権の移転・登記の費用)

第2条　交換物件の所有権は、本契約を締結した時に、それぞれの相手方に移転する。

2　交換物件の所有権移転登記の手続きは、両物件とも同意人において行うものとし、この場合の登記に要する費用は、同意人の負担とする。

　(差金)

第3条　この交換契約による差金は生じないものとする。

　(制約の消滅)

第4条　申出人は、交換物件に私権の設定、特殊な義務負担その他所有権に対する制約が存するときは、当該権利を消滅しなければならない。

　(瑕疵担保)

第5条　同意人及び申出人は、本契約の締結後において交換物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、相互にその責を負わないものとする。

　(契約の解除)

第6条　同意人は、申出人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

　(損害賠償)

第7条　同意人は、申出人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、

その損害の賠償を請求できる。

　(契約の費用)

第8条　本契約の締結に要する費用は、同意人の負担とする。

　(信義誠実の義務・疑義の決定)

第9条　同意人及び申出人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2　本契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、関係法令及び松前町法定外公共用財産処分規則によるものとし、該当のない事項については同意人と申出人が協議のうえ定めるものとする。

　本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　第　　　　　号

住所　愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

同意人

　　　氏名　松前町

　　　　　　　　 　　松前町長

住所

申出人

氏名